

横手市農業委員会

令和5年度 第8回

農業委員会総会議事録

令和5年11月15日

令和 5 年度 第 8 回横手市農業委員会総会議事録

令和 5 年 11 月 15 日午前 10 時 00 分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を浅舞地区交流センターに招集する。

記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第 38 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
3. 議案第 39 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
4. 議案第 40 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
5. 議案第 41 号 農用地利用集積計画審議について
6. 報告第 10 号 非農地判断について
7. 報告第 11 号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委 員 氏 名	出欠	議席No.	委 員 氏 名	出欠
1		欠	13	高瀬俊作	出
2	木村由美子	出	14	伊藤亨	出
3	菅原一太郎	出	15	高橋尚也	出
4	佐藤仁	出	16	佐藤省美	出
5	堀江一彦	出	17	佐々木由紀子	出
6	佐藤勇	出	18	吉田豊	出
7	遠藤タミ子	出	19	高橋康弘	出
8	丹波賢太郎	出	20	高橋正也	出
9	小笠原夏子	出	21	佐藤真志子	出
10			22	千葉肇	出
11		欠	23	齊藤龍平	出
12	佐々木秀一	出	24	飯野正和	出

当日の欠席委員

1番 平良木 保 委員
 11番 近江清廣 委員

農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	岩瀬 司
	総務係長	佐藤 亨
	農地振興係長	片野 松浩
	総務係主査	
	農地振興係主査	伊藤 俊一
	農地振興係主査	
増田地域局	農委事務局主査	
平鹿地域局	農委事務局主査	佐藤 雅彦
雄物川地域局	農委事務局主査	菊谷 仁志
大森地域局	農委事務局主査	高田 真紀子
十文字地域局	農委事務局主査	大沼 美奈子
山内地域局	農委事務局主査	
大雄地域局	農委事務局主査	照井 理香

議長	本日の出席者数は 21 名であります。 横手市農業委員会総会会議規則第 11 条に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第 8 回横手市農業委員会総会を開会いたします。
議長	日程 1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、横手市農業委員会総会会議規則第 23 条第 2 項により、当職より指名することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	ご異議がないようですので、当職より 22 番 千葉肇 委員 23 番 齊藤龍平 委員 の両名を指名いたします。
議長	日程 2、議案第 38 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。 はじめに、「1 番」は、議席番号 6 番 佐藤勇委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。
	(議席番号 6 番 佐藤勇委員 一時退席)
議長	「1 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、ご説明いたします。議案書 2 ページをご覧ください。 「1 番」は、平鹿地域局管内からの申請です。「1 番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。 以上、配布しております別紙資料農地法第 3 条調査書の受付番号 92 番に記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。
	(特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。
3 番	当該農地の状況はどのようになっていますか。
事務局	当該農地は、朴田荒処地区のほ場整備事業の農地です。

議長	他に質問等ございますか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「1番」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「1番」については、許可することに決定いたします。
議長	退席委員の入場を認めます。
	(議席番号 6 番 佐藤勇委員 着席)
議長	次に、「5番」は、議席番号 2 番 木村由美子委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。
	(議席番号 2 番 木村由美子委員 一時退席)
議長	「5番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、ご説明いたします。議案書 3 ページをご覧ください。 「5番」は、平鹿地域局管内からの申請です。「5番」は、共有者持分全部を買受し、経営規模の拡大をするものです。 以上、配布しております別紙資料農地法第 3 条調査書の受付番号 96 番に記載されており、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。
	(特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「5番」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「5番」については、許可することに決定いたします。
	退席委員の入場を認めます。
	(議席番号2番 木村由美子委員 着席)
議長	次に、議事参与案件を除く「2番」から「13番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、ご説明いたします。議案書2ページをご覧ください。 「2番」、「3番」は、横手地域局管内からの申請です。「2番」、「3番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。 「4番」は、増田地域局管内からの申請です。「4番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。 「6番」から「8番」は、雄物川地域局管内からの申請です。「6番」、「7番」は、これまで賃貸借していた農地を売買するものです。「8番」は、共有持ち分を同一世帯内で生前贈与するものです。
	議案書4ページをご覧ください。 「9番」は、大森地域局管内からの申請です。「9番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。 「10番」から「13番」は、大雄地域局管内からの申請です。「10番」から「12番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。
	議案書5ページをご覧ください。 「13番」は、知人間による贈与です。
	以上、配布しております別紙資料農地法第3条調査書の議事参与案件を除いた、受付番号93番から104番に記載されておりますとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
	説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。
	(質問、意見等なし)

議長	ご質問がないようですので、お諮りします。議事参与案件を除く「2番」から「13番」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議事参与案件を除く「2番」から「13番」については、許可することに決定いたします。
議長	日程3、議案第39号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それではご説明いたします。議案書8ページをお開きください。申請件数は1件です。</p> <p>平鹿地域局管内からのものです。</p> <p>農地区分です。申請地は、他の農地区分に該当しない、小集団の生産性の低い農地であるため、「第2種農地」と判断します。</p> <p>事業概要です。申請者が以前住んでいた住宅は現在空き家となっていますが、引き続き所有・管理しています。冬期間の雪捨て場がなく、屋根の雪下ろしに苦慮しているため、雪捨て場として隣接する農地を止む無く選定したものです。</p> <p>土地概要です。申請地は「亀田地区交流センター」から北西約2.2kmにある農地で、登記地目・現況地目とも「畠」となっております。隣接地の状況は、北側は法定外公共物の道路、東側・西側・南側は宅地となっています。</p> <p>資金計画です。全額自己資金で対応することで、預金通帳の写しにより確認済です。</p> <p>排水計画です。汚水・生活雑排水は発生しません。雨水排水は自然流下させる計画です。</p> <p>被害防除については、緩衝地を設ける計画となっており、周囲への影響はないと思われます。</p> <p>意見書は、土地改良区の地区外のためありません。</p> <p>他法令については、農用地区域からの除外について、8月29日付けで変更決定公告されています。</p> <p>申請地は「第2種農地」ですが、雪捨て場は住宅に隣接している必要があり、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められないため「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相當に該当するものと考えます。</p> <p>現地調査は、11月7日、佐藤勇委員と事務局で実施しております。</p> <p>説明は以上です。宜しくご審議お願いします。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

	(特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 39 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 39 号」については、許可することに決意いたします。
議長	日程 4、議案第 40 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それではご説明いたします。議案書 12 ページをお開きください。申請件数は全部で 3 件です。</p> <p>「1 番」は、横手地域局管内からのものです。</p> <p>農地区分です。申請地は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満である区域内にある農地であるため、「第 2 種農地」と判断します。</p> <p>事業概要です。譲受人は、自宅敷地が狭隘であるため、新たにカーポート及び雪捨て場用地の確保を検討しています。自宅から近接した場所でなければならないため、道路を挟んで向かい側の農地を止む無く選定したものです。</p> <p>土地概要です。申請地は「朝倉地区交流センター」から北西約 1.2 km にある農地で、登記地目・現況地目とも「田」となっています。隣接地の状況は、北側は市道、西側は原野、南側は山林、東側は田となっています。</p> <p>資金計画です。全額自己資金で対応することで、金融機関の残高証明書により確認済みです。</p> <p>排水計画です。汚水・生活雑排水は発生しません。雨水排水は自然流下及び地下浸透させる計画です。</p> <p>被害防除については、カーポートの配置を考慮し、隣接農地の日照・通風に配慮する計画となっており、周囲への影響はないと思われます。</p> <p>意見書は、土地改良区の地区外のためありません。</p> <p>他法令については、特にありません。申請地は「第 2 種農地」ですが、カーポートは自宅に近接して設置する必要があり、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められないため「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。</p>

現地調査は、11月2日、佐藤省美委員と事務局で実施しております。

「2番」は、平鹿地域局管内からのものです。

本件は、追認案件となっております。

農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、「第1種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は、平成26年8月にトイレの水洗化のため浄化槽を設置しました。自己所有地に浄化槽の設置に適した場所がなかったため、住宅敷地に隣接する農地を止む無く選定したものです。

土地概要です。申請地は、「十文字地域局」から北東約1.9kmに位置しており、登記地目・現況地目とも「畠」となっています。隣接地の状況は、北側は市道、東側は宅地、南側・西側は畠となっています。

資金計画です。追認案件であり事業は完了しているため、今後の事業費支出はありません。

排水計画です。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理、雨水の大半は地下浸透、その他の雨水は北側の水路に流下する計画です。

被害防除については、隣接農地への土砂の流出および日照、通風など被害を及ぼす要素はないと思われます。

意見書は、土地改良区の地区外のためありません。

他法令については、特にありません。申請地は「第1種農地」ですが、既存の施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないため、農地法施行規則第35条第5号の不許可の例外に該当し「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、11月7日、佐藤勇委員と事務局で実施しております。

なお、譲受人から顛末書の提出を受けておりますので、抜粋して読み上げます。『申請地について、平成26年8月に浄化槽設置工事を行い、現在に至っております。農地転用申請が必要だとは知らずに工事を行つてしましました。今後このようなことがないようにしますので、所有権移転及び地目変更を認めていただきますよう、お願ひいたします。』のことであり、反省の意思を確認しております。

議案書14ページをお開きください。

「3番」は、十文字地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、「第1種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は、経営規模拡大により牛の飼育頭数が増加し、既存の堆肥舎だけでは管理しきれない状況となりました。そのため堆肥保管庫の建築を検討していますが、申請地は堆肥散布に利便性が高いため、農地でありますが止む無く選定したものです。

土地概要です。申請地は、「福地地区交流センター」から南東約3.2kmに位置しており、登記地目は「原野」、現況地目は「畠」となっています。隣接地の状況は、北側・西側は原野、南側は宅地、東側は水路を挟んで市道となっています。

資金計画です。自己資金、借入資金及び県・市からの補助金で対応するとのことで、それぞれ預金通帳の写し、金融機関の融資証明書及び補助事業の事業実施計画書により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は発生しません。雨水排水は地下浸透及び自然流下させる計画です。

被害防除は、建物と隣接地の間に2m以上の緩衝地を設ける計画となっており、周囲への影響はないと思われます。

意見書は、土地改良区の地区外であり特にありません。他法令については、開発行為について、横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱第7条による事前協議済みです。

申請地は「第1種農地」ですが、申請に係る農地を農業用施設の用に供するものであるため、農地法施行令第4条第1項第2号イの不許可の例外に該当し「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相當に該当するものと考えます。

現地調査は、11月6日、齊藤龍平委員、伊藤亨委員、佐藤真志子委員と事務局で実施しています。

なお、本件申請地は既に土地造成に着手されております。申請者へ説明を求めたところ、譲受人から経緯説明書の提出を受けましたので、抜粋して読み上げます。『近隣地の所有者および耕作者へも堆肥保管庫建設の説明を行い同意が得られたため、本年10月上旬より土地の造成にとりかかりました。土地の登記地目が「原野」であったことから、農業委員会からの許可は不要との認識で工事をすすめていたところ、10月中旬に入って、現況地目「畑」であることが譲渡人の固定資産税納入通知書の明細により判明しました。土地造成まで進んでしまった段階ではありますが、今後このようなことがないよう農地法を遵守してまいります。』とのことで、反省の意思を確認しております。

説明は以上です。宜しくご審議お願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長 それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長 ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第40号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、「議案第40号」については、許可することに決定いたします。

議長	日程 5、「議案第 41 号 農用地利用集積計画審議について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは説明いたします。</p> <p>議案書 18 ページになります。所有権移転になります。</p> <p>「整理番号 1095 番」及び「整理番号 1096 番」の 2 件につきましては、秋田県農業公社が令和元年度に公社売買事業の一時貸付けタイプとして買い入れていた農地を 4 耕作後に受け手農家に売り渡すものとなっております。</p> <p>次に、議案書 19 ページになります。相対による利用権設定になります。</p> <p>「整理番号 1097 番」から「整理番号 1104 番」までの 8 件につきまして、再設定が 3 件、新規設定が 5 件となっております。</p> <p>続きまして、農地中間管理機構による利用権設定になります。</p> <p>「整理番号 1105 番」から議案書 20 ページの「整理番号 1111 番」までの 7 件になります。農地中間管理機構である秋田県農業公社が 11 月 16 日付けで農用地利用集積計画公告により農家に貸付けるものです。未相続地である共有に係る農地の利用権設定につきましては、2 分の 1 を超える共有持分を有する者の同意を得られていることを確認しております。</p> <p>本農用地利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。</p> <p>説明は以上です。よろしくご審議お願いします。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	<p>ご質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>「議案第 41 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。</p>
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 41 号」については、承認することとし、「異議のないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。
議長	日程 6、「報告第 10 号 非農地判断について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。
事務局	それではご報告いたします。議案書 22 ページ、非農地通知一覧表をご覧ください。

令和 5 年度に実施した農地法第 30 条に基づく農地利用状況調査の結果、第 2 条第 1 項の農地に該当しないことを通知したものとなります。

「整理番号 1 番」から「整理番号 5 番」までが横手地域分で 5 件、面積は 46,059 m²となっております。

「整理番号 6 番」から「整理番号 7 番」までが平鹿地域分で 2 件、面積は 2,677 m²となっております。

「整理番号 8 番」から 23 ページの「整理番号 32 番」までが雄物川地域分 25 件、面積は 64,035 m²となっております。議案書 23 ページの「整理番号 33 番」から議案書 25 ページの「整理番号 69 番」までが大森地域分で 37 件、面積は 29,031.95 m²となっております。議案書 25 ページの「整理番号 70 番」から「整理番号 74 番」までが十文字地域分で 5 件、面積は 1,930 m²となっております。

議案書 25 ページの「整理番号 75 番」から議案書 28 ページの「整理番号 128 番」までが山内地域分で 54 件、面積は 30,890.77 m²となっております。

したがいまして、合計の件数としては 128 件、合計面積は 174,623.72 m²となっております。

なお、これらの土地に関する事務手続きの進捗状況ですが、平成 21 年 12 月 11 日付けで農水省から農地法運用通知が発出されており、これによると農地に該当しないと判断した場合は、所有者、都道府県、市町村、法務局等の関係機関に対してその旨を通知するとなっております。これに基づき、所有者、県、市、法務局、また関係機関である土地改良区に対しても、すでに通知したことをご報告いたします。

なお、登記地目の変更については、地方税法第 381 条第 7 項の規定により、準備が整い次第、市を通じて順次法務局に職権登記の申出を行う予定であります。

説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

4 番 今回の非農地判断地の登記が完了する時期はいつ頃になりますか。

事務局 現在、昨年度の非農地判断地について、約 200 筆ほどありますが、そのうち約半分の 100 筆ほど法務局の職権登記が終了しております。このペースでいくと今年度の非農地判断地については、令和 6 年度の後半くらいに手続きに入るものと推測しております。

議長 他に質問等ござりますか。

議長 ご質問がないようですので、「報告第 10 号」の報告を終わります。

議長 日程 7、「報告第 11 号 農地の転用事実に関する調査結果について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

事務局

それではご説明いたします。議案書 30 ページをご覧ください。報告件数は全部で 6 件となっております。横手地域局管内が 3 件、十文字地域局管内が 1 件、山内地域局管内が 2 件です。

まず「1 番」についてです。照会地は、「境町地区交流センター」から南東約 1.1 km に位置しています。

隣接地の状況は、北側は宅地、東側・西側・南側は田となっています。

土地の状況です。昭和 62 年頃、申請者の亡くなった父がこの土地を所有していた時代に、農業用車庫兼物置を新築したとのことです。農地転用申請が必要であることを認識しないまま、建築したものと思われます。現在は、建物は解体されていますが、基礎が残っており農地としての利用は困難な状態であり、「非農地」と判断しました。

現地調査は、10 月 16 日、佐藤省美委員、日野清和推進委員、高橋馨推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、10 月 17 日付けで記載のとおり報告しています。

次に「2 番」についてです。照会地は、「旭地区交流センター」から南東約 1.9 km に位置しています。

隣接地の状況は、北側・東側・西側は宅地、南側は県道となっています。

土地の状況です。申請地は、平成 14 年、県道の道路買収の際の残地であり、狭隘地となり耕作できなくなりました。そのため、隣接する建設重機販売会社へ会社敷地として貸し付けたとのことです。農地転用申請が必要であると分からなかったとのことです。現在も宅地の一部として使用されており、狭隘地でもあり農地としての利用は困難な状態であるため、「非農地」と判断しました。

現地調査は、10 月 24 日、高橋尚也委員、高橋馨推進委員、日野清和推進委員と事務局で実施しています。調査結果は、10 月 25 日付けで記載のとおり報告しています。

次に「3 番」についてです。照会地は、「旭地区交流センター」から南西約 200m に位置しています。

隣接地の状況は、北側・東側・西側は畠、南側は市道となっています。土地の状況です。申請者の亡くなった父の代、昭和 48 年 11 月に、隣接する「12 番 1」について農地法第 4 条の許可を受け、店舗兼居宅を建築しました。その後、酒類販売の業務が拡大し手狭となり、許可を受けていない「12 番 5」に倉庫及び居宅を建築したとのことです。許可の内容・範囲等を十分に理解していなかったようです。現在も倉庫及び居宅が建っており、農地としての利用は困難な状態であり、「非農地」と判断しました。

現地調査は、10 月 24 日、高橋尚也委員、高橋馨推進委員、日野清和推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、10 月 25 日付けで記載のとおり報告しています。

次に「4 番」についてです。照会地は、「十文字西地区交流センター」

から北西約 1.8 km に位置しています。

隣接地の状況は、北側は宅地、南側・東側は農地、西側は市道となっています。

土地の状況です。もともとの地目は「宅地」でしたが、その後「畠」に地目変更されておりました。しかし、法務局で調査したところ、「畠」への地目変更が誤りで、「宅地」が正しいと判断したことです。現在は、建物は取り壊されておりますが、基礎が残っており農地としての利用は困難な状態であり、「非農地」と判断しました。

現地調査は、10月13日、佐藤真志子委員、高橋康弘委員、新山武推進委員と事務局で実施しています。調査結果は、10月13日付けで記載のとおり報告しています。

議案書 31 ページをご覧ください。

次に「5番」についてです。照会地は、「山内地域局」から北西約 2.3 km に位置しています。

隣接地の状況は、東側は宅地、南側は水路、北側・西側は畠及び原野となっています。

土地の状況です。申請者の父は平成17年に亡くなっていますが、その数年前から体調不良により耕作できない状態でした。その後父が亡くなり申請者が相続しましたが、農地として手を付けることができずに年月が経過しています。現在は一部樹木も生い茂り原野化しており、農地としての利用は困難な状態であり、「非農地」と判断しました。

現地調査は、10月6日、高橋正也委員、小野寺稻子推進委員、高橋暁推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、10月10日付けで記載のとおり報告しています。

次に「6番」についてです。照会地は、「山内地域局」から北西約 1.6 km に位置しています。

隣接地の状況は、東側は市道、南側・西側は宅地、北側は畠となっています。

土地の状況です。昭和44年に住宅を建築した際に、宅地である「17番1」からはみ出して建てられたとのことです。申請者の先代の時代のことであり、転用許可を受けたかどうかは分からぬとのことです。現在も住宅敷地となっており農地としての利用は困難な状態であり、「非農地」と判断しました。

現地調査は、10月19日、高橋正也委員、小野寺稻子推進委員、高橋暁推進委員と事務局で実施しています。調査結果は、10月23日付けで記載のとおり報告しています。

報告は以上です。

議長

事務局の報告が終わりました。

これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長	この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、「報告第 11 号」の報告を終わります。
	以上をもちまして、第 8 回総会を閉会します。 ご協力ありがとうございました。
	(10 時 44 分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和 5 年 11 月 15 日

議長 飯野 正和

署名委員 千葉 肇

署名委員 齊藤 龍平